

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について

18歳以下の子どもがいる世帯を対象に、給付金が支給されます。

高校生を養育している方は、申請が必要です！

(ただし、中学生以下のお子様がいる方は、申請なしで支給される場合があります。)

○給付額

対象児童1人につき、10万円

(5万円を2回に分けて支給、もしくは10万円一括支給)

○支給対象

18歳以下の子どもを養育している方

※保護者の所得が基準を超える場合は支給対象から外れます。

○申請方法

高校生を養育している方は、原則として、市役所、町役場への申請が必要です。申請方法については、お住まいの市や町にお問い合わせください。

○申請締切り・支給時期

お住まいの市や町によって異なります。

詳しくは、お住まいの市や町へ
お問い合わせください。